

老人居宅生活支援事業開始等予定 の事業者の方へ

老人居宅生活支援事業を開始（変更・休止・廃止）する時は、老人福祉法第14条に基づき、事業開始届等を都道府県知事に届け出る必要があります。

沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課のホームページに様式が掲載されていますので、確認の上、提出してください。

沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課HP

県HP → 高齢者福祉介護課 → 施設福祉班 → VI 指針/要綱・法・規則 → 沖縄県老人福祉施設細則関係様式集（届出・変更・廃止等）

URL : <http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/korei/22699.html>

【提出書類】

- ① 老人居宅生活支援事業開始届
- ② 定款その他の基本約款
- ③ 事業の運営の方針（運営規程等）
- ④ 職員の定数及び職務の内容（運営規程に含まれていれば提出必要なし）
- ⑤ 主な職員の氏名及び経歴
- ⑥ 入所定員又は入居定員（運営規程に含まれていれば提出必要なし）
- ⑦ 収支予算書及び事業計画書

【提出先】

沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課

【問合せ先】

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課 施設福祉班

TEL : 098-866-2214

FAX : 098-862-6325

○都道府県知事に事業開始届が必要な老人居宅生活支援事業
 (中核市である那覇市内で事業を行う場合は、届出先は那覇市になります。)

老人福祉法上の名称	介護保険法上のサービス名	
	県が指定・監督を行うサービス	市町村が指定・監督を行うサービス(地域密着型)
老人居宅介護等事業	・訪問介護 ・介護予防訪問介護	・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
老人デイサービス	・通所介護 ・介護予防通所介護	・認知症対応型通所介護 ・介護予防認知症対応型通所介護
老人短期入所事業	・短期入所生活介護 ・介護予防短期入所介護	
小規模多機能型居宅介護事業		・小規模多機能型居宅介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護
認知症対応型老人共同生活援助事業		・認知症対応型共同生活介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護
複合型サービス福祉事業		・看護小規模多機能型居宅介護

○届出様式は高齢者福祉介護課のホームページに掲載されています。

URL : <http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/korei/22699.html>

第1号様式(第3条関係)

老人居宅生活支援事業開始届

沖縄県知事 殿 年 月 日

住所
届出者
氏名 印

老人居宅生活支援事業を次のとおり開始したいので、老人福祉法第14条の規定により届け出ます。

事業	種類	
	内容	
施設(事業所)	名称	
	所在地	
経営者	氏名	
	住所	
事業を行おうとする区域		
事業開始予定年月日		年 月 日

添付書類

- 1 条例、定款その他の基本約款
- 2 事業の運営の方針
- 3 職員の定数及び職務の内容
- 4 主な職員の氏名及び経歴
- 5 入所定員又は入居定員
- 6 収支予算書及び事業計画書